

清須市公立保育所・幼稚園整備ガイドライン（案）

平成 23 年 3 月

清須市 健康福祉部 子育て支援課

# 清須市公立保育所・幼稚園整備ガイドライン

## I. はじめに

市では、多様化する保育ニーズに応えるとともに、保育サービス全体の活性化や待機児童対策を始めとした子育て支援策を充実するため、清須市次世代育成支援対策行動計画の委員会委員による会議を継続的に開催し、協議・検討を行っております。

平成 20 年 3 月には、次世代育成支援行動計画「子育て夢プラン（前期計画）」の補完的な計画として「清須市幼児教育プラン」を策定し、須ヶ口保育園を始め廻間保育園の整備などに取り組んでおります。また、平成 22 年 3 月には、次世代育成支援行動計画の後期計画を策定しております。

こうした中、今後の保育・幼児教育のニーズに併せて、市の財政事情を考慮しながら、さらにもう一層、効果的かつ効率的な保育所及び幼稚園の整備を進めていく必要があります。

本市における保育所・幼稚園の整備についての基本的方針としては、統廃合を含めた民営化を検討することとしています。なお、この基本方針を進めるにあたっては、一定の基準、ルール、いわゆる「ガイドライン」を作成することとしています。この「ガイドライン」は、市民の皆さんに広くお示しし、説明責任を果たしながら、保育所・幼稚園の整備を円滑に推進することを目的としています。併せて、市の考え方を外部に示していくことで、よりよい事業者の参入を促すことになると考えています。

今後は、このガイドラインに基づき、今後進めていく保育所及び幼稚園の整備の基本ルールとして、対象園となった保護者の皆さんへ、適宜説明していくものとし、保護者の皆さんからご意見を伺いながら進めてまいります。

## II. 保育所・幼稚園整備について

### 【基本方針】

- 1 公立保育所の耐震化については、施設の入所状況及び配置場所等を考慮しながら、入所児童への仮入所の場所の確保などを検討し、具体的に整備が計画できるところから実施する。
- 2 公立保育所への入所については、大規模改築・建替等が完了している施設への入所を促進するものとする。なお、今後入所者が減少し、定員充足率の増加が見込まれない保育所は、具体的に統廃合を検討する。
- 3 公立幼稚園については、保育ニーズに応えるため、公立保育所又は認定こども園（民営化）に用途変更することを検討する。
- 4 認定こども園（民営化）については、民間法人等からの申し出があった場合において積極的に検討する。

### Ⅲ ガイドラインの位置付け

#### 1 ガイドラインの性格

このガイドラインは、統廃合及び認定こども園化（民営化）などを進めていくための基本的なルールとなるもので、より良い保育・幼児教育を目指すための指針となるものです。

今後は、このガイドラインを基本として、保護者の意見・要望を伺う機会を設けながら進めてまいります。

#### 2 ガイドラインの目的

このガイドラインは、基本方針にある統廃合や認定こども園化（民営化）又は、公立幼稚園の用途変更について、基本的な考え方、一定の基準などをガイドラインとして策定します。そして、このガイドラインを市民や事業者に広く示すことにより、保護者などの不安を解消し、円滑な移行を図ることを目的としています。

### Ⅳ ガイドラインの内容

#### 1 統廃合について

保育所の統廃合については、耐震化を要する施設、保育需要の動向、定員充足率、待機児童数、財政状況等を総合的に勘案し、また今後の保育需要を見極めつつ、慎重に検討することとします。

##### (1) 統廃合の選定基準

統廃合の対象園は、将来的に建替え又は耐震化工事が必要な施設とし、今後の整備計画の中で、保育所及び幼稚園の配置を考慮した上で、選定していきます。

なお、耐震基準を満たしていない施設としては、新清洲保育園、一場保育園、朝日保育園及び夢の森保育園の4保育所であります。

地区名	園名	耐震性（I <sub>s</sub> 値）			
清洲地区	新清洲保育園	0.348			
	一場保育園	0.490			
	朝日保育園	保育棟	0.328	遊戯棟	0.144
春日地区	夢の森保育園	0.490			

\*耐震性（I<sub>s</sub>値）は、0.700以上を基準とします。

## (2) 最低規模（児童数）の設定

保育所を継続する場合の最低規模の児童数は、概ね 70 名以上とします。

これは、国の定める児童福祉施設最低基準及び市内の保育所の定員状況等を考慮した児童数であります。

## (3) 対象園の発表と説明会

前年度の利用児童数が概ね 70 名以下の保育所において、当該年度の利用申し込み状況及び次年度以降の推計値が、概ね 70 名を下回ることが予想される保育所については、統廃合を検討することとします。

なお、経緯・状況などについては、保護者説明会を適宜開催し、周知に努めてまいります。

## (4) 統廃合の実施

ア 統廃合の実施にあたっては、今後の整備計画を進める過程において、最低規模（児童数）となった施設とします。

イ 統廃合の実施にあたっては、保護者及び子どもに配慮し、適切な期間を経ることとします。

ウ 統廃合先の保育所は、耐震診断及び耐震補強工事が完了していることとします。

## 2 認定こども園（民営化）について

認定こども園（民営化）については、幼保一体化の保育・幼児教育を推進することとします。

対象施設については、市内にある 13 保育所及び 2 幼稚園（以下「公立園」と言う。）全てとし、民間法人等からの申し出があった場合には、積極的に検討することとします。

### (1) 認定こども園（民営化）の選定

認定こども園（民営化）は、長時間の延長保育、障害児保育等の特別保育事業の実施を予定しています。

認定こども園（民営化）の対象園を決定する際には、施設の状況、事業の効果・事業の継続性、保護者の利便性等を考慮し、特別保育事業の需要が将来的に見込まれることを総合的に評価して選定します。

その他、次の基準を勘案して選定します。

ア 入所定員増や多様な保育需要への対応の必要性

イ 既存の公立幼稚園、公立保育所との配置バランス

ウ 建物の建築年次及び施設の状況

## (2) 対象園の発表と説明会

対象園の発表から民営化移行まで適切な期間を確保します。発表は、対象園の保護者だけでなく広く市民に行うこととし、対象園保護者や他園の保護者が他の公立園や市外にある私立園等を選択できるよう、可能な限り次年度の入園申込み時期に間に合うように周知します。発表後、対象園の保護者に対し説明会を開催します。

また、他の公立園への転園を希望される在園児の保護者について、他の保護者との公平性を損なわない範囲で転園に、できる限り配慮します。

## (3) 認定こども園（民営化）の手法

公立園を認定こども園（民営化）にする手法としては、事業者による経営の継続性や安定性、事業運営の柔軟性や自立性等を考慮し、保育サービス及び幼児教育の向上を目指すため、民間事業者への全面移行を基本とします。

## (4) 認定こども園（民営化）の運営主体

運営主体は、保育サービス及び幼児教育の質を確保し、向上が出来る事業者と考え、社会福祉法人又は学校法人とします。

## (5) 事業者の選定基準

公立園の保育水準を満たし、保育の質を維持・向上できる事業者を選定することを原則とします。

そのため、事業者の継続性や安定性等とともに、公立園の運営上の内容（保育及び幼児教育の質）を中心とした審査を行うことで、より優良な事業者を選定します。

選定にあたっては、以下の点を重視します。

- ① 児童福祉及び幼児教育の理念・公共性・公益性を持ち、市の保育行政及び幼児教育行政をよく理解し、積極的に協力する事業者であること。

経営責任者や園長候補者等と面接を行うとともに、運営の透明性等の経営体質を確認していきます。

- ② 子ども本来の発達・育ちを重視し、子どもを中心とした良い保育・幼児教育を実施すること。

事業者が行おうとする保育・幼児教育内容等を調査し、また保護者の希望がどこまで確保できるかを確認します。

- ③ 質の高い職員が確保されること。

事業者職員の人数や配置予定職員の年齢・経験年数のバランスを注視するとともに、職員の雇用形態・定着の度合いを確認します。

## (6) 円滑な引継ぎ

### ① 移行までの準備期間と移行計画の策定

移行のため適切な準備期間を確保し、事業者の引継体制や保護者の理解など、移行されるまでに十分な準備ができるような計画を立てます。

### ② 公立園での保育・幼児教育の継承

保護者の意見・要望を取り入れながら、現在の公立園の保育内容・幼児教育内容等を継承することを前提に引継ぎます。

### ③ 保護者・事業者・市の三者による話し合いの場の設置

円滑な引継ぎを行うためには、保護者・事業者職員・市の信頼関係が大切なことから、事業者の決定後、速やかに、保護者・事業者・市の三者による話し合いの場を設置します。

また、事業者職員と市職員の両者が良いチームワークをつくり、円滑な移行への意識づくりを行うため、互いに交流する機会を設けます。

### ④ 合同保育・幼児教育の実施

移行の際には、保育士等の職員が入替わること等による保育及び幼児教育環境の変化が子どもへ及ぼす影響を最小限にする必要があります。そのために、段階的に民間事業者の職員を配置し、子どもたちが新しい保育士等に慣れることができるよう、移行のための準備期間中に市職員と事業者職員が合同で保育・幼児教育にあたる期間を設けます。

なお、移行期間の間に個々の子どもの様子などの把握に努め、きめ細かく対応しながら引継ぎを行っていきます。

### ⑤ 市による進行管理等

市は、決定事業者の職員採用、研修、合同保育・幼児教育期間における職員配置が確実に行われるような進行管理に努めます。引継ぎが移行計画どおりに実施されているか逐次進行管理を行うとともに、問題が生じた場合には市が調整に入り、必要な改善・指導を行います。

## (7) 移行後の市の責任

### ① 移行後における保護者・事業者・市の三者による話し合いの場の設置と苦情解決の体制

移行後についても引き続き一定期間、保護者・事業者・市との三者において、定期的な話し合いの場を設置します。保護者と新園において問題が生じた場合には、その場において市が解決に努力します。

また、苦情解決の仕組みとして、中立・公正な第三者の立場から助言を行う「第三者委員」を設けて対応します。

② 移行後の保育内容の確認等

引継ぎ過程での保護者・事業者・市の話合いの結果、決定した事項を、確実に事業者へ履行させ、また、市は事業者による保育・幼児教育内容を逐次確認するとともに、運営に関する問題が生じた場合には調整に入り、必要な改善・指導を行います。

③ 認定こども園（民営化）における評価と情報の公開

移行後における保育・幼児教育内容について保護者アンケートを市が実施し、事業者の運営状況を評価します。この評価はインターネット等で広く公開するものとし、情報の開示に努めます。

### 3 公立幼稚園の用途変更について

西枇杷島第1幼稚園及び西枇杷島第2幼稚園の公立幼稚園については、保育所又は認定こども園（民営化）に用途変更することを検討します。

これは、入所率の低い幼稚園を保育ニーズに対応した保育所又は認定こども園に用途変更し、乳幼児の受入数の増加を図るものです。

なお、認定こども園（民営化）については、前述のとおり進めることとします。

#### (1) 用途変更対象園の選定

市は対象園を決定する際には、幼稚園施設の状況、事業の効果・事業の継続性、保護者の利便性等を考慮し、乳幼児保育事業の需要に応えるよう選定します。

なお、選定にあたっては幼稚園設置基準、若しくは児童福祉法最低基準を遵守することとします。

#### (2) 対象園の発表と説明会

発表は、対象園の保護者だけでなく広く市民に行うこととし、対象園保護者が他の公立園および市外の私立園などを選択できるよう、可能な限り次年度の入園申込み時期に間に合うように周知します。

発表後、対象園の保護者に対し説明会を開催します。

また、他の公立園への転園を希望される在園児の保護者について、他の保護者との公平性を損なわない範囲で転園に、できる限り配慮します。

### (3) 円滑な引継ぎ

#### ① 保育所化の場合の幼児教育

保護者の意見・要望などを取り入れながら、現在の公立園の幼児教育内容等を可能な限り引継ぎ、保育運営を図っていきます。

#### ② 保育所化の場合の職員配置

移行の際には、幼稚園教諭等の職員が入替わること等による幼児教育環境の変化が子どもへ及ぼす影響を最小限にする必要があります。

そのため、現場の教諭を移行の前には、幼稚園免許、保育士免許の両方を持った職員を配置するよう努め、子ども及び保護者の精神的な不安を解消してまいります。